

令和7年12月公表分（県民局・地域事務所）（業務委託）

| No. | 事業実施課所 | 契約に係る業務名 | 契約締結年月日 | 契約の相手方の名称及び所在地 | 契約金額（円） 〔消費税額及び地方消費税の額を含む。〕 | 随意契約の理由 | 地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号 | 備考 |
|-----|--------------------------|------------------------|------------|-----------------------|--------------------------------|--|-------------------------|-------------------|
| 1 | 備前県民局建設部 東備地域工務課工務第1班 | 9-2-1 単県 道路維持作業 | 令和7年9月27日 | (有)尾尻建設 備前市麻宇那70-1 | 8,690,000 | 本業務は片上大橋において桁端部に損傷が確認されたことから、橋梁への負荷を減らし損傷の進行を抑えるために緊急で片側交互通行の交通規制を実施するものであり、早急に交通規制を行い橋梁への負担を軽減しなければ、損傷が拡大する恐れがある。 また、当該橋梁は平均風速が20m/sを超えた場合に交通規制を実施する箇所となっており、過去に交通規制を実施して手順等を熟知し、現場付近の道路状況や交通状況にも精通している下記業者が現場近傍に存在している。 以上のことから、本業務は急迫を要するものであり、通知の期間等を短縮してもなお競争入札に付するいとまがないとともに、早急に対応が可能な下記業者がいることから、競争入札に付することによらず、随意契約を行うものである。 | 第5号 | |
| 2 | 備前県民局建設部 東備地域工務課工務第1班 | 9-2-2 単県 道路維持作業 | 令和7年10月15日 | (有)尾尻建設 備前市麻宇那70-1 | 17,820,000 | 片上大橋において桁端部に損傷が確認されたことから10月6日に有識者を含めた緊急点検を行ったところ、補修工事が必要となった。 しかし、設計等を含め工事発注までに相当な期間が発生することが判明したことから、10月15日以降も引き続き、安全に車両が通行できる対策が講じられるまでの間、片側交互通行の交通規制をする必要が生じた。 以上のことから緊急の必要により競争入札に付するいとまがないことから、随意契約を行うものである。 | 第5号 | |
| 3 | 備中県民局建設部 井笠地域工務課 | 河道内整備事業 伐木作業委託14-54 | 令和7年11月19日 | 矢掛町 小田郡矢掛町矢掛3018 | 9,240,000 | 本業務は、市町村との協働の取り組みによりコスト縮減しながら、樹木伐採を実施し、流下能力の早期回復、向上を図り、洪水被害のリスクを低減させる事を目的としており、伐木材の一部は、広報誌等を活用し、周辺住民に無料配布する事としている。このため、本業務を適正かつ円滑に遂行できるのは、公共性・信頼性のある矢掛町において他になく、随意契約を締結することが妥当であり、その目的が競争入札に適さない。 | 第2号 | 【令和8年3月16日】 追加 |